会費規程

（目的）

第１条

この規程は、長野県ドッジボール協会（以下、「協会」という）の規約第７条に基づき、協会の会員の会費に関し必要な事項を定める。

（会費）

第２条

協会の会費は、別表に掲げるとおりとする。

（納入）

第３条

前条に規定する会費は、協会が指定する方法で該当する金額を納入するものとする。

（補則）

第４条

この規程に定めるもののほか、会費及びこの規程の施行に関し、必要な事項は理事会で審議の上決定する。

附則　本規程は 2014 年４月１日から施行する。
附則　本規程は 2015 年４月１日から施行する。
附則　本規程は 2018 年４月１日から施行する。
附則　本規程は 2024 年４月１日から施行する。
附則　本規程は 2025 年４月１日から施行する。

別表

（円）

	カテゴリー	入会月	金　額
チーム関係	D－1	４月１日～７月末日	29,000
		８月１日～３月末	15,000
	D－１G・S-1・S-1G	通　　年	3,000
	D－２・D－３・U１５	４月１日～９月末日	3,000
		９月１日～３月末日	1,500
団体・審判員等	団体等	通　　年	36,000
	個人	通　　年	1,000
	ＪＤＢＡ、公認審判員 長野県協会、公認審判員 ＪＤＢＡ、公認指導者 一般競技者 中高生競技者	通　　年	当分の間徴収しない
	協会役員	通　　年	別途役員会費で納入